

# 選挙運動について

(公示日 1月 27 日—選挙期日 2月 8 日想定)  
※詳細は、『衆議院選挙の手引（令和 8 年）』を参照。

## 1 選挙運動について

### (1) 選挙事務所

#### ① 設置数

候補者 1 箇所  
候補者届出政党 届出候補者の選挙区ごとに 1 箇所

#### ② 設置届等

設置した場合は設置の届出を、移動した場合は異動の届出を、それぞれ次の提出先に提出すること。ただし、1 日に 1 回を超えて異動することはできない。

##### ア 設置届

- 県選管（県分）
- 設置した市区町村の選管（市区町村分）

##### イ 異動届

- 県選管（県分）
- 新たに設置した市区町村の選管（市区町村分）
- 従前の市区町村の選管（市区町村分）

#### ③ 選挙事務所の表示

県選管が交付する標札を常時事務所の入口に掲示しておくこと。

また、事務所を表示するため、次のものを掲示できる。

ア ポスター、立札、看板の類（350cm×100cm 以内） 合計 3 以内

※ 縦を横にすることも自由

イ ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内） 1 個

#### ④ 設置場所の制限

選挙期日（投票日当日）には、投票所を設けた場所の入口から 300m 内の区域にある選挙事務所は、閉鎖するか、選挙期日前日までに 300m 以外の区域に移転させなければならない。

#### ⑤ 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

#### ⑥ 選挙事務所における文書図画の頒布

選挙事務所において、県選管に届出をした選挙運動用ビラ及び候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が総務大臣に届出をした選挙運動用パンフレットを頒布することができる。

※ このビラは、県選管が交付した証紙を貼らなければ、頒布できない。

### (2) 選挙運動用自動車

#### ① 台数

候補者 1 台  
候補者届出政党 1 台（福岡県内で）

※ 県選管が交付する表示物を付けて運行すること。

(2) 車種

候補者使用分のみ制限あり。

乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満のもの

(3) 乗車制限

候補者使用分のみ制限あり。

候補者、運転手（1人）のほか運動員 4 人以内（県選管が交付する乗車用腕章を着用すること。）

(4) 自動車に掲示できる文書図画

ア ポスター、立札、看板の類（273cm×73cm 以内）枚数制限なし。

イ ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内） 1 個

※ 広告塔は認められない。

通常、道路交通法の許可（設備外積載許可）が必要となるので、事前に当該自動車の出発地（設備の取り付けを行った場所）を所管する警察署から許可を得ておくこと。

※ ルーフキャリアを使用する場合も写真等により、警察の事前確認を受けること。

(5) 車上での選挙運動の制限

走行中の自動車の上においては、選挙運動は一切できない。ただし、自動車上の連呼行為は午前 8 時から午後 8 時までの間に限り許されている。

なお、停止した自動車の上においては、それぞれの規制の範囲内で、街頭演説その他の演説、連呼行為等を行うことができる。（例えば、停止した車上で街頭演説を行う場合には、(13) にある街頭演説の規制に従って行う必要がある（標旗の掲示、腕章着用など）。）

(3) 拡声機

使用できる数は、候補者、候補者届出政党いずれも 1 そろい（県選管が交付する表示物をつけること。）

ただし、個人演説会等の開催中、その会場において別に 1 そろい（表示物不要）使用できる。

なお、ハンドマイクは拡声機に該当する。

(4) 選挙運動用通常葉書の使用

【候補者】

① 枚数

35,000 枚（郵送料無料）

ただし、手持ちの日本郵便（株）が発行した葉書又は私製葉書を使用した場合、葉書の購入代金は還付されない（自己負担）。

② 入手方法

「候補者用通常葉書使用証明書」（立候補届出後、選挙長が交付する。）を、日本郵便（株）の指定した営業所の窓口に提示して、無料で交付を受けることができる。

③ 使用方法

選挙運動のために使用できる。記載内容については、特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。

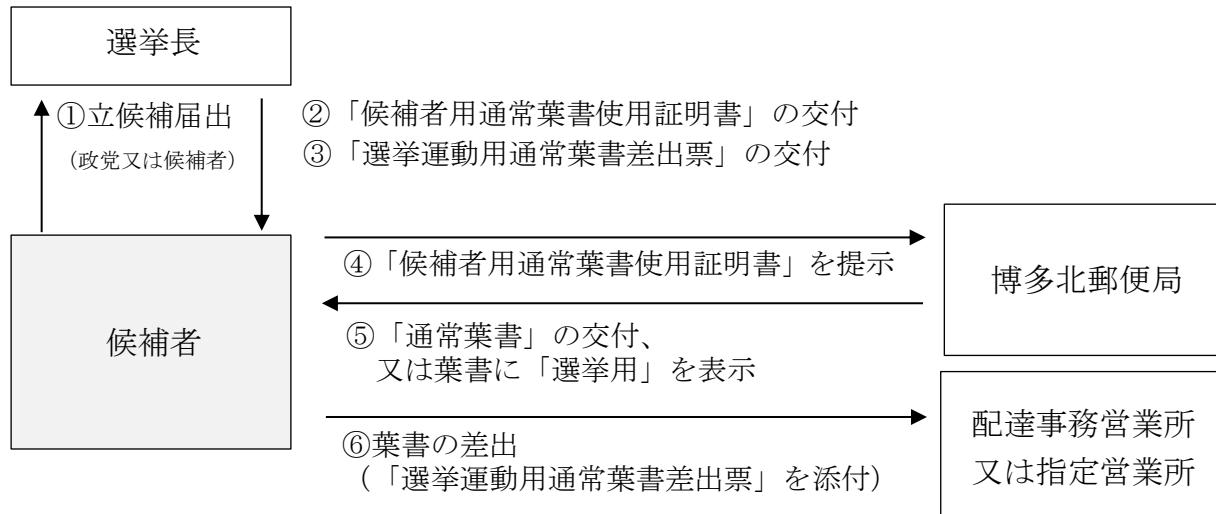
また、他の候補者の選挙運動には使用できず、譲渡は禁止されている。

④ 発送方法

「選挙運動用通常葉書差出票」（立候補届出後、選挙長が交付する。）を添えて、配達事務を取り扱う日本郵便（株）の営業所又は日本郵便（株）の指定した営業所に差し出すこと。

- ※ 手持ちの日本郵便（株）が発行した葉書又は私製葉書を使用する場合は、「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便（株）博多北郵便局に提示して、当該葉書に選挙用の表示を受け、さらに「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、配達事務を取り扱う日本郵便（株）の営業所又は日本郵便（株）の指定した営業所に差し出すこと。

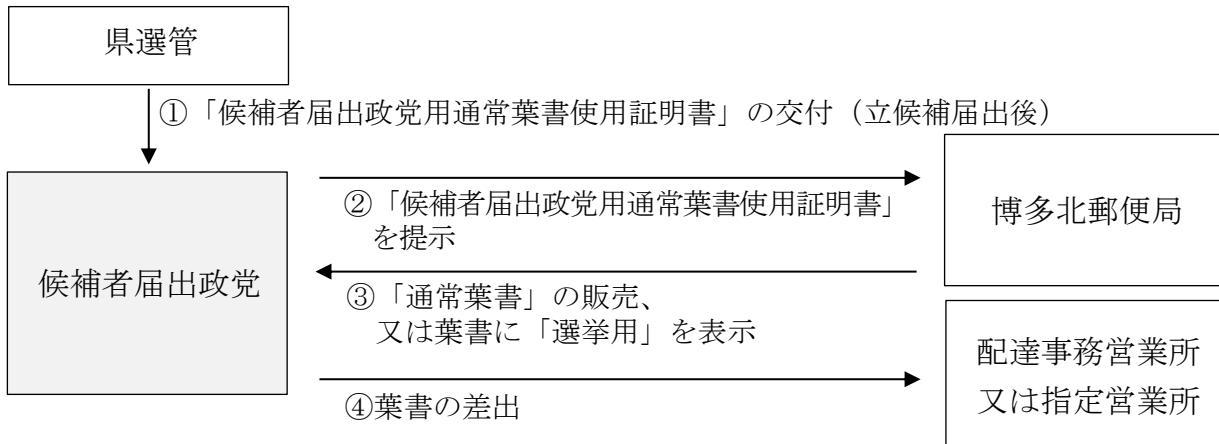
#### 【選挙運動用通常葉書の差出までの流れ】



#### 【候補者届出政党】

- ① 枚数  
20,000枚×県内届出候補者数（有料）
  - ② 入手方法  
「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」（立候補届出後、県選管が交付する。）を、日本郵便（株）博多北郵便局に提示して買い受けること。
  - ③ 使用方法  
選挙運動のために使用できる。記載内容については、特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。  
また、他の候補者届出政党の届出候補者や本人届出、推薦届出の候補者の選挙運動には使用できず、譲渡は禁止されている。
  - ④ 発送方法  
配達事務を取り扱う日本郵便（株）の営業所又は日本郵便（株）の指定した営業所の窓口に差し出すこと。
- ※ 手持ちの日本郵便（株）が発行した葉書又は私製葉書（郵便切手の貼付又は料金別納の表示をしたもの）を使用する場合は、「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」を日本郵便（株）博多北郵便局に提示して、当該葉書に選挙用の表示を受け、配達事務を取り扱う日本郵便（株）の営業所又は日本郵便（株）の指定した営業所の窓口に差し出すこと。

## 【選挙運動用通常葉書の差出までの流れ】



### (5) 選挙運動用ビラ

#### 【候補者】

##### ① 頒布種類

県選管に届け出た 2 種類以内

##### ② 頒布枚数

70,000 枚

##### ③ 規格

29.7cm×21cm (A4判) 以内

##### ④ 証紙貼付

頒布するビラには、県選管が交付する証紙を貼ること。

※ 証紙の規格：縦 15mm、横 20mm

##### ⑤ 記載事項

ビラの表面に頒布責任者及び印刷者それぞれの氏名及び住所（法人の場合は法人名及び所在地）を記載しなければならない。

記載内容については、特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。また、他の候補者の選挙運動のために使用することはできない。

##### ⑥ 頒布方法

政党届出はア～エ、本人届出はア・イ・オに限られている。

ア 新聞折込みによる頒布

イ 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

ウ その候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

エ その候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

オ 候補者が所属する衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

#### 【候補者届出政党】

##### ① 頒布種類

制限なし

② 頒布枚数

40,000 枚×県内届出候補者数

※ ただし、届出候補者の選挙区ごとに 40,000 枚以内。

③ 規格

42cm×29.7cm (A3 判) 以内

④ 証紙貼付

頒布するビラには、県選管が交付する小選挙区ごとに区分された証紙を貼ること。

※ 証紙の規格：縦 15mm、横 20mm

⑤ 記載事項

ビラの表面に候補者届出政党の名称を記載しなければならない。

記載内容については、特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。また、他の候補者届出政党の届出候補者や本人届出、推薦届出の候補者の選挙運動のために使用することはできない。

⑥ 頒布方法

以下の 4 つの方法に限られている。

ア 新聞折込みによる頒布

イ 候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

ウ 届出候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

エ 候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(6) インターネットを利用する選挙運動

詳細は『衆議院選挙の手引』、総務省のホームページ等を参照。

① ウェブサイト等を利用する方法

インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの。

※ ホームページ、ブログ、SNS (X (旧 Twitter)、YouTube、Facebook、LINE 等) など

ア 利用主体

候補者・政党等に限らず、一般の有権者も利用できる。

ただし、18 歳未満の者等、選挙運動を禁止されている者及び個別法により政治的行為を制限されている者は利用できない。

イ 表示義務

電子メールアドレスや SNS のユーザー名などのその者に連絡をする際に必要となる情報を表示しなければならない。

ウ 選挙期日当日等の取扱い

選挙の公示の日から選挙期日の前日までの間でなければすることができない。

選挙運動期間中に更新されたウェブサイトは選挙期日当日以降もそのままにしておくことができるが、選挙期日当日はウェブサイトを更新できない。

② 電子メールを利用する方法

S M T P 方式と電話番号方式の電子メールを用いるもの。

候補者・政党等に限って送信することができる。

また、送信対象者にも一定の制限がある。

※ 上記2つの通信方式以外の通信方式を用いるもの、具体的には、FacebookやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」に該当する。

③ 選挙運動用有料インターネット広告の禁止

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されている。

ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができる。

④ 選挙に関するインターネット等の適正な利用

選挙に関し、インターネット等を利用する者は、公職の候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければならない。

ア 誹謗中傷等を受けた場合のプラットフォーム事業者等への削除要請の方法

○ YouTube ヘルプ

<https://support.google.com/youtube/?hl=ja&sjid=12209752030325353895-NC#topic=6151248>

「ポリシー、安全性、著作権」→「問題の報告と処置」→「YouTube 上の不適切な動画、チャンネル、その他のコンテンツを報告する」の順に選択

○ X ヘルプセンター

<https://help.x.com/ja/forms>

「Xにおける安全性やセンシティブなコンテンツに関する懸念」→「あるアカウントが私または他の利用者に嫌がらせをしています」の順に選択

○ Instagram

報告したい投稿の右上の[...]を選択 → 「報告する」→ 「フォームに入力」の順に選択

なお、情報流通プラットフォーム対処法には、選挙に関する特例(※)として、削除要請を受けたプラットフォーム事業者等における手続期間を通常よりも短縮する制度がある。この特例を受けるためには、名誉を侵害された公職の候補者本人から、次の事項を示すことを要する。

① 名誉を侵害したとする情報

② 名誉が侵害された旨

③ 名誉が侵害されたとする理由（具体的かつ適切に示す必要）

④ 名誉侵害情報が文書図画に係るものである旨（選挙運動用又は落選運動用文書図画に掲載されていることを示す必要）

また、当該書き込みに発信者の電子メールアドレス等（メールアドレスやSNSのアカウントなど発信者に連絡可能な情報）の表示がない場合は、①～④に加えて

⑤ 発信者の電子メールアドレス等が正しく表示されていないこと

を示すことで、さらに手続期間の短縮が可能となる。

※情報流通プラットフォーム対処法における選挙に関する特例

(通常) 自己の名誉を侵害された本人が、プラットフォーム事業者等に申し出た場合、プラットフォーム事業者等は書き込みをした発信者に対し、削除等の措置に同意するか照会  
→ 7日以内に不同意の回答がない場合、削除等を行ってもプラットフォーム事業者等は賠償の責めを負わない。

(特例) 選挙期間中の選挙に関する書き込み等については、候補者本人が申し出ることで、回答までの期間が2日に短縮。

また、当該書き込みに、発信者の電子メールアドレス等の表示がない場合は、回答を待たずに削除等を行っても、プラットフォーム事業者等は賠償の責めを負わない。

イ 違法・有害情報相談センターへの相談

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進するために、相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供を行う相談窓口。

Webフォームからの相談のみ受付 <https://www.ihaho.jp/>

ウ 悪質な誹謗中傷やなりすまし等に対する罰則

○ 候補者についての虚偽の事実の公表

- ・ 虚偽事項公表罪（公職選挙法第235条第2項）
- ・ 名誉毀損罪（刑法230条第1項）
- ・ 侮辱罪（刑法第231条）

○ なりすまし

- ・ 氏名等の虚偽事項公表罪（公職選挙法第235条の5）

## (7) 選挙運動用ポスター（5号ポスター）

選挙運動用ポスターは、立候補届出が受理された後でなければ掲出できない。

【候補者】

① 規格

42cm×40cm以内（※縦長・横長どちらでも自由）

② 掲示方法

当該選挙区内の市区町村の公営ポスター掲示場にのみ各1枚。

※ 各ポスター掲示場に掲示する区画番号は、候補者届出番号による。（他の候補者の区画に掲示しないように注意すること。）

※ 選挙運動期間中（選挙期日の前日まで）は、何回でも貼り替えることができる。

③ 記載事項

ポスターの表面に記載しなければならない事項

- ・ ポスターを使用する公職の候補者の氏名（選挙人に見やすいように）
- ・ 掲示責任者及び印刷者それぞれの氏名及び住所（法人の場合は法人名及び所在地）

記載内容については、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党等の名譽を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならない。

また、虚偽事項、利害誘導等の罰則や他の法令に触れるようなことは記載できない。

さらに、他の候補者の選挙運動のために使用することはできない。

#### ④ 設置箇所数

別添配付資料「ポスター掲示場の利用について」を参照。

※ 各市区町村の設置場所一覧表を各市区町村の選管で交付する。

なお、受領の際は、事前に各市区町村の選管に電話連絡すること。

※ また、ポスター掲示場の設置場所一覧表及びポスター掲示場の設置場所を表示した図面等を県ホームページにも掲載する予定。

(URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/posukei-senkyo2026.html>)

### 【候補者届出政党】

#### ① 規格

85cm×60cm 以内（※縦長・横長どちらでも自由）

#### ② 枚数

1,000枚×県内届出候補者数

※ ただし、届出候補者の選挙区ごとに1,000枚以内。

#### ③ 証紙貼付

掲示するポスターには、県選管が交付する小選挙区ごとに区分された証紙を貼ること。

※ 証紙の規格：縦25mm、横35mm。

#### ④ 記載事項

ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者それぞれの氏名及び住所（法人の場合は法人名及び所在地）を記載しなければならない。

また、候補者届出政党の名称を記載すること。

記載内容については、特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。また、他の候補者届出政党の届出候補者や本人届出、推薦届出の候補者の選挙運動のために使用することはできない。

#### ⑤ 掲示場所

他人の工作物（電柱等）に掲示する場合は、その居住者（居住者がいる場合は管理者、管理者もない場合は所有者）の承諾が必要である。

ただし、国若しくは地方公共団体が所有し、若しくは管理するもの又は不在者投票管理者が管理する投票記載場所には掲示できない。

## (8) 新聞広告

### 【候補者】

#### ① 掲載回数

選挙運動期間中5回（無料）

#### ② 掲載申込み

「新聞広告掲載証明書」（立候補の届出後、選挙長が交付する。）と原稿を希望する新聞社に提出すること。

#### ③ スペース

横9.6cm、縦2段組以内（1回分）

※ 記事下に限る。色刷りは認められない。

※ 同一の新聞に、2回分同時に掲載するときは、2回分のスペースを一つとして利用することはできない。また、2回分が並んで、一つの効果が表れるような掲載はできない。

④ 候補者氏名

通称を認定された者については、広告内の氏名は通称名に限られる。

【候補者届出政党】

① 掲載回数

県内届出候補者数に応じた掲載回数（無料）

② 掲載申込み

「新聞廣告掲載証明書」（立候補届出後、県選管が交付する。）と原稿を希望する新聞社に提出すること。

③ スペース

合計寸法は、県内届出候補者数により異なる。

1回当たりの寸法は、横9.6cm、縦1段組の寸法の整数（2以上）倍の寸法で、その形態が長方形であるものに限られる。

※ 記事下に限る。色刷りは認められない。

※ 同一の新聞に、2回分同時に掲載するときは、2回分のスペースを一つとして利用することはできない。また、2回分が並んで、一つの効果が表れるような掲載はできない。

④ 候補者氏名

通称を認定された者については、広告内の氏名は通称名に限られる。

⑤ 記載事項

福岡県における小選挙区選出議員選挙に関する広告である旨を記載すること。

(9) 政見放送

【候補者届出政党のみ】

① 放送局及び回数

テレビ NHK、KBC、TVQ

ラジオ NHK、RKB

回数は、県内届出候補者数により異なる。

② 申込方法

公示日の前に政見放送の申し込みをする場合は各放送局に出向いて行うこと。公示日に政見放送の申し込みをする場合は、立候補受付会場又は選挙管理委員会室において行うこと。

③ 時間

1回当たり9分以内

④ 内容

虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるような内容を含むことはできない。また、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、政見放送としての品位を損なうことは禁止される。

⑤ 録画・録音

政党自ら録画又は録音した政見ビデオ・テープを持ち込むか、又はNHK及び指定した放送局（KBC）において行う。

## ⑥ 放送順序

県選管が行うくじで定める。

くじは、選挙期日の公示日（1月27日）午後7時から行う衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの後引き続き、県選挙管理委員会室で行う。

## (10) 経歴放送

### 【候補者のみ】

#### ① 放送局及び回数

テレビ（NHK） 1回

ラジオ（NHK） おおむね10回

#### ② 時間

候補者1人について1回30秒以内

#### ③ 放送内容

候補者が提出する経歴書による。

※ 政党届出の候補者の経歴書は、できるだけ政党でとりまとめの上、NHKに提出するようお願いします。

## (11) 個人演説会

### 【候補者のみ】

#### ① 主催

候補者

#### ② 開催手続

##### ア 公営施設を使用する場合

立候補届出後、「公営施設使用の個人演説会開催申出書」により、開催すべき日の2日前の午後5時までに、市区町村の選管に申し出ること（同一施設につき1回に限り無料）。

※ 当該申出は、立候補届出後に可能となるため、1月29日（木）以降にしか開催できない。

##### イ 公営施設以外の施設を使用する場合

施設の管理者と交渉して開催することができる。

#### ③ 使用時間

##### ア 公営施設を使用する場合

無料・有料に関わらず、1回につき5時間以内。

##### イ 公営施設以外の施設を使用する場合

制限はない。

#### ④ 場所の制限

演説は、次の建物等では禁止される。

##### ア 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）。

ただし、公営施設使用の個人演説会の場合は禁止されない。

##### イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く。）及び停車場その他鉄道地内

##### ウ 病院、診療所その他の療養施設

#### ⑤ 個人演説会場における文書図画の掲示

##### ア 会場内

ポスター、立札、看板の類：規格及び数の制限なし  
ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）：1 個  
映写等の類：可

イ 会場外

開催中、「表示板」（県選管が 5 枚交付する。）を付けた立札、看板の類（273cm × 73cm 以内）を必ず 1 以上会場前に掲示しておくこと（この表示板を付けたもの以外は一切掲示できない。）。

※ 揭示するポスター、ちょうちん、立札及び看板の類には、会場内、会場外いずれも、掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。

⑥ 個人演説会場における文書図画の頒布

会場内において、県選管に届け出た小選挙区における候補者用のビラや、中央選挙管理会に届け出た比例代表選挙における名簿届出政党等のビラ、県選管に提出した小選挙区における候補者届出政党用のビラ、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が総務大臣に届出をした選挙運動用パンフレットを頒布することができる。

※ このうち、小選挙区における候補者用ビラ及び候補者届出政党用ビラは、県選管が交付した証紙を貼らなければ、頒布することができない。

## (12) 政党演説会

### 【候補者届出政党のみ】

① 主催

候補者届出政党

② 開催手続

ア 公営施設を使用する場合

立候補届出後、「公営施設使用の政党演説会開催申出書」により、開催すべき日の 2 日前の午後 5 時までに、市区町村の選管に申し出ること（有料）。

※ 当該申出は、立候補届出後に可能となるため、1月 29 日（木）以降にしか開催できない。

イ 公営施設以外の施設を使用する場合

施設の管理者と交渉して開催することができる。

③ 使用時間

ア 公営施設を使用する場合

1 回につき 5 時間以内。

イ 公営施設以外の施設を使用する場合

制限はない。

④ 場所の制限

個人演説会の場所の制限に同じ。

⑤ 政党演説会場における文書図画の掲示

ア 会場内

ポスター、立札、看板の類：規格及び数の制限なし

ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）：1 個

映写等の類：可

イ 会場外

開催中、「表示板」（県選管が 2 枚 × 県内届出候補者数を交付する。）を付けた立札、看板の類（273cm × 73cm 以内）を必ず 1 以上（選挙区ごとに 2 以内）会場前

に掲示しておくこと（この表示板を付けたもの以外は一切掲示できない。）。

※掲示するポスター、ちょうちん、立札及び看板の類には、会場内、会場外いずれも、掲示責任者の氏名及び住所並びに当該届出政党名を記載すること。

⑥ 政党演説会場における文書図画の頒布

会場内において、県選管に届け出た小選挙区における候補者用のビラや、中央選挙管理会に届け出た比例代表選挙における名簿届出政党等のビラ、県選管に提出した小選挙区における候補者届出政党用のビラ、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が総務大臣に届出をした選挙運動用パンフレットを頒布できる。

※このうち、小選挙区における候補者用ビラ及び候補者届出政党用ビラは、県選管が交付した証紙を貼らなければ、頒布することができない。

(13) 街頭演説

① 方法

ア 候補者

必ず止まって、「標旗」（県選管が交付する。）を掲げて行うこと。

選挙運動員は腕章を着用すること（運動員は15人以内）。

※ 腕章は、乗車用4枚、運動員用11枚を県選管が交付する。

イ 候補者届出政党

停止した選挙運動用自動車又は船舶の車上又は船上及びその周囲で行うこと。

② 時間の制限

午前8時から午後8時までの間に限って行うことができる。

③ 静穏の保持

学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。

また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。

④ 街頭演説の場所における文書図画の頒布

街頭演説の場所において、県選管に届け出た小選挙区における候補者用のビラや、中央選挙管理会に届け出た比例代表選挙における名簿届出政党等のビラ、県選管に提出した小選挙区における候補者届出政党用のビラ、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が総務大臣に届出をした選挙運動用パンフレットを頒布することができる。

※このうち、小選挙区における候補者用ビラ及び候補者届出政党用ビラは、県選管が交付した証紙を貼らなければ、頒布することができない。

(14) 連呼行為

① 方法

原則禁止。ただし、次の場合、一定の制限のもとにすることができる。

ア 個人演説会、政党演説会等の会場及び街頭演説（幕間演説を含む。）の場所において行う場合

イ 午前8時から午後8時までの間、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合

② 場所の制限

個人演説会の場所の制限と同じ。（(11)④参照）

③ 静穏の保持

学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。

## (15) 選挙公報

### 【候補者のみ】

#### ① 掲載申請期間

選挙期日の公示日（1月27日）の1日（時間は午前8時30分から午後5時まで）

#### ② 申請方法

選挙公報掲載申請書、掲載文原稿及び胸像写真等を県選管に提出すること。

※ 別途配付資料「選挙公報掲載申請についての注意事項」をよく読んで作成すること（業者に作成を委託する際は、「注意事項」を必ず交付すること。）。

#### ③ 候補者氏名

通称を認定された者については、通称名に限る。

#### ④ 掲載の順序

県選管が選挙期日の公示日（1月27日）午後6時から県選挙管理委員会室で行うくじで定める。

#### ⑤ 記載内容

虚偽事項、利害誘導等の罰則等や他の法令に触れるようなことは記載できない。また、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうことは記載してはならない。

#### ⑥ その他

選挙公報は県選管のホームページに掲載する。候補者やその支持者等がホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定又は多数の者に配布することは、文書図画の頒布に関する制限又は文書図画の頒布についての禁止を免れる行為に関する制限に抵触する恐れがあるので留意すること。

## (16) パンフレット又は書籍（いわゆるマニフェスト）

#### ① 頒布主体

候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等

#### ② 種類

本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ1種類（大きさ、頁数等の規格制限なし）

#### ③ 部数

制限なし

#### ④ 記載事項

候補者（候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者を除く。）の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできない。

表紙に候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者それぞれの氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名及び所在地）並びに当該パンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

#### ⑤ 頒布方法

次の方法に限られている。

ア パンフレット又は書籍を届け出た候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所に

- イ おける頒布  
イ パンフレット又は書籍を届け出た候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等に所属する者である衆議院議員総選挙における候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(17) 衆議院小選挙区議員選出選挙における選挙運動の態様（「わたる」規定）

詳細は『衆議院選挙の手引』を参照。

候補者又は候補者届出政党の行う小選挙区選出議員選挙に係る選挙運動は、公職選挙法において許される態様において比例代表の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではないとされている。

「わたることを妨げるものではない」とは、あくまでも小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が主であり、比例代表の選挙に係る選挙運動は、その内で従としてできるに過ぎない。

(18) 候補者が自身のこどもを伴って行う活動について

公職選挙法において、年齢満18年未満の者（以下「こども」という。）は選挙運動をすることができないこととされている。また、何人もこどもを使用して選挙運動をすることができないこととされ、ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでないとされている。

詳細は県のホームページにこどもの選挙運動の禁止に関する実例等を取りまとめた総務省通知を掲載しているため、確認すること。

「候補者が自身のこどもを伴って行う活動について（総務省通知）」

HPアドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-soumushou-tuuti.html>

## 2 その他

(1) 特殊乗車券

【候補者のみ】

① 特殊乗車券

候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において、鉄道、軌道及び乗合バス等の交通機関を無料で利用できる乗車券である。ただし、グリーン料金、特急料金は除く。

② 入手方法

「公職の候補者旅客運賃後払証」（立候補届出後、選挙長が交付する。）が15枚交付されるので、必要事項を記入の上、選挙期日の公示日（1月27日）から選挙期日までの間に、別紙の特殊乗車券発行所に提出すること。

③ 使用資格

候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

④ 通用期間

発行の日から選挙期日後5日目まで

(2) 政治活動用ポスターについて

① 候補者及び後援団体の政治活動用ポスターの撤去について

選挙が行われる区域（衆議院議員総選挙の場合は全国）において、衆議院の解散の日の翌日（1月24日）から選挙期日（2月8日）までの間、当該選挙における候補者の氏名又は氏名類推事項、後援団体の名称が表示されたポスターは選挙区内に掲出するこ

とが禁止され、撤去の対象となる。

- ② 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの撤去について  
ポスターに氏名又は氏名類推事項が記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない。

(3) 選挙運動費用収支報告書に関すること

別途配付資料「出納責任者の権限及び職務について」をよく読んで作成すること。

- ① 出納責任者が提出すること。
- ② 第1回目は選挙期日から15日以内（2月23日（月・祝）午後5時まで）に県選管に提出すること。
- ③ 第2回目以降は、収支があった日から7日以内に提出すること出納責任者が提出すること。